

鈴鹿市斎苑関係業務委託
事業者選定プロポーザル実施要領

令和7年10月

鈴鹿市

【添付様式】

- 様式 1-1 参加資格審査に関する質問書
- 様式 1-2 仕様書等に関する質問書
- 様式 2 プロポーザル参加申込書
- 様式 3 類似業務受託実績届出書
- 様式 4 共同企業体構成員名簿兼委任状
- 様式 5 企画提案書提出書
- 様式 6 企画提案書 1 「基本姿勢について」
- 様式 7 企画提案書 2 「実施体制について」
- 様式 8 企画提案書 3 「リスク管理（緊急対応）について」
- 様式 9 企画提案書 4 「利用者対応について」
- 様式 10 見積書
- 様式 11 参加辞退届出書

- 別紙 1 鈴鹿市斎苑の概要
- 別紙 2 鈴鹿市斎苑関係業務委託仕様書
- 別紙 3 鈴鹿市斎苑関係業務委託事業者選定プロポーザル評価基準

鈴鹿市斎苑関係業務委託事業者選定プロポーザル実施要領

鈴鹿市斎苑の火葬等業務を委託するにあたり、業務の安全かつ効率的な運営及び市民サービスの向上を図り、価格だけでなく、業務に対する専門的な知識、実績及び技術的能力、経営能力等を総合的に勘案し、最も適切な者の選定を厳正かつ公平に行うため、公募型プロポーザルにより募集します。選定は、本プロポーザル実施に伴い設置する「鈴鹿市斎苑関係業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審議により行います。

参加を希望する事業者は、プロポーザル参加申込書（様式２）に必要書類を添付して提出してください。

I 委託業務の概要

1 委託業務名

鈴鹿市斎苑関係業務委託

2 履行場所

鈴鹿市斎苑

3 引継ぎ期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

委託者は、本契約の委託業務を円滑に引き継ぐため、上記期間を引継ぎ期間とする。

4 委託期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで（３６か月間）

本契約の業務委託期間は、上記の引継ぎ期間終了後から開始する。

引継ぎ期間中、本契約に基づく委託業務は発生しない。

5 鈴鹿市斎苑の概要

別紙１「鈴鹿市斎苑の概要」のとおり。

6 業務概要

ア 火葬業務

イ 清掃業務

ウ 霊柩車運行業務

エ 開錠業務

オ 残骨灰処理業務

カ 上記に付帯するその他必要な業務

※詳細は、別紙２「鈴鹿市斎苑関係業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。また、委託業務開始に向けた準備、実務研修等を市と協議し実施すること。

7 委託料の上限額

委託期間（３６か月間）における委託料上限額は次のとおりとする。なお、この金額は契約（予定）金額を示すものではない。

委託期間の 委託料上限額	委託期間
124,910,000 円	令和８年４月１日～令和１１年３月３１日（３６か月）

※消費税及び地方消費税相当額を除く。

Ⅱ 委託事業者決定までのスケジュール（予定）

実施スケジュールは次のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日には行わない。

募集の公告	令和 7 年 10 月 24 日（金）
参加資格審査に関する質問の受付	令和 7 年 10 月 24 日（金）～10 月 31 日（金） 16 時 00 分必着
参加資格審査に関する質問の回答	令和 7 年 11 月 10 日（月）
参加申込書等の受付	令和 7 年 10 月 24 日（金）～11 月 19 日（水） 16 時 00 分必着
参加資格審査の結果通知 企画提案書の提出要請	令和 7 年 11 月 28 日（金）
仕様書等の内容に関する質問の受付	令和 7 年 11 月 28 日（金）～12 月 5 日（金） 16 時 00 分必着
仕様書等の内容に関する質問の回答	令和 7 年 12 月 15 日（月）
企画提案書等の受付	令和 7 年 11 月 28 日（金）～12 月 24 日（水） 16 時 00 分必着
プレゼンテーション審査	令和 8 年 1 月中旬予定
結果通知（優先交渉権者の決定）	令和 8 年 1 月下旬予定

Ⅲ 参加資格

1 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

ア 鈴鹿市契約規則第 3 条第 4 項に規定の入札参加資格者名簿の業種「2401 施設運営・管理」に登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定による鈴鹿市の入札参加制限を受けていないこと。

ウ 鈴鹿市暴力団排除条例（平成 23 年鈴鹿市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に参与していないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 国税及び地方税を滞納していないこと。

カ 別紙仕様書で定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できること。

キ 令和 4 年度以降に類似する火葬業務、清掃業務、霊柩車運行業務、及び残骨灰処理業務の全てを火葬場の管理・運営団体から受託し履行した実績があること。ただし、清掃業務のうちの定期清掃業務及び残骨灰処理業務については、再委託した場合を含む。なお、共同企業体で提案する場合は、いずれかの構成員に実績があること。

- ク 中部運輸局から三重県内における一般貨物自動車運送事業（霊柩）の経営許可を受けていること。
 - ケ 三重県内に、職員が常駐する本店、支店、営業所等のいずれかを有していること。
- 2 参加資格の基準日
- 参加資格の基準日は、プロポーザル参加申込書（様式2）の提出日とする。ただし、参加資格確認後からプレゼンテーション審査の結果通知日までに前項の参加資格要件のいずれかを欠く事態が生じた場合は失格とする。

IV 応募について

1 留意事項

ア 実施要領等の承諾

参加事業者は、プロポーザル参加申込書（様式2）の提出をもって、実施要領、仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 参加費用の負担

参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。

ウ 使用言語及び単位

参加に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は日本円とする。

エ 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何に関わらず返却しない。

オ 情報公開

提出された書類は、鈴鹿市情報公開条例（平成13年条例第29号）等の規定に基づき、公開する場合がある。

カ 資料の取扱い

本市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

キ 提示資料及び回答書の効力

本市が提示する資料及び質問に対する回答書は、実施要領及び仕様書と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

ク 通信事故

郵便、電子メール等における通信事故については、本市は一切の責任を負わないものとする。

ケ その他

この実施要領に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知する。

2 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ①実施要領に定める参加資格を有しない者又は不正行為のあった者
- ②提出書類の提出方法、提出先及び提出期限が実施要領に適合しない者
- ③提出書類が指定様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない者
- ④提出書類に虚偽の記載をした者
- ⑤審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者

⑥①から⑤までに定めるもののほか、選定委員会が不適格と認めた者

3 実施要領の公表

このプロポーザルに関し、次に掲げる資料は、鈴鹿市ウェブサイト（トップページ＞産業・しごと＞入札・契約・検査・技術管理＞プロポーザル/指定管理者制度/公売公有地売却について＞プロポーザル）において公表する。

公表場所

鈴鹿市ウェブサイト <https://www.city.suzuka.lg.jp>

①鈴鹿市斎苑関係業務委託事業者選定プロポーザル実施要領

②鈴鹿市斎苑の概要

③鈴鹿市斎苑関係業務委託仕様書

④鈴鹿市斎苑関係業務委託事業者選定プロポーザル評価基準

4 参加資格審査に関する質問の受付及び回答

参加資格審査に関する質問は次のとおり受け付け、鈴鹿市ウェブサイトにおいて回答する。なお、電話や口頭での個別の対応は行わない。また、回答に対する再質問は受け付けない。

ア 受付期間

令和7年10月24日（金）～令和7年10月31日（金）16時00分必着

※いかなる理由においても、期間後の提出は受け付けない。

イ 質問書の提出方法

参加資格審査に関する質問書（様式1-1）に内容を簡潔にまとめて記載し、鈴鹿市環境部環境政策課へ電子メールで提出すること。

※電子メール送信後は環境政策課に電話で受信の確認を行うこと。

ウ 提出先

鈴鹿市環境部環境政策課

送信先：電子メールアドレス kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

受信確認：電話 059-382-9014（直通）

エ 回答期日

令和7年11月10日（月）

オ 回答方法

鈴鹿市ウェブサイト（トップページ＞産業・しごと＞入札・契約・検査・技術管理＞プロポーザル/指定管理者制度/公売公有地売却について＞プロポーザル）で公開する。

鈴鹿市ウェブサイト <https://www.city.suzuka.lg.jp>

カ その他

回答に当たっては、質問を行った者の名称等は公表しない。また、意見の表明と解されるものについては回答しない場合がある。

5 参加資格審査

ア 提出書類

①プロポーザル参加申込書（様式2）

②類似業務受託実績届出書（様式3）及び契約実績が確認できるもの（契約書の写し、履行証明書等）

※令和4年度以降の本業務に類似する業務の受託実績について

③会社概要書（任意様式）

※会社の沿革、役員構成、組織体制、従業員数、事業概要、事業所所在地等が確認できるもの

④直近事業年度2か年の貸借対照表、損益計算書

⑤以下の国税及び地方税について、提出日から3か月以内に発行された滞納がないことが分かる証明書（納税証明書、完納証明書等）

・ 国税：法人税、消費税及び地方消費税

・ 都道府県民税：法人都道府県民税、法人事業税・地方法人特別税

・ 市町村民税：法人市町村民税、固定資産税

※都道府県民税及び市町村民税については、主たる事業所の所在地のもの。ただし、参加申込書提出時点で三重県内に、職員が常駐する本店、支店、営業所等のいずれかを有している場合は、その中の主たる事業所所在地のもの。

⑥三重県内における一般貨物自動車運送事業（霊柩）の経営許可書の写し

⑦使用する霊柩車の自動車任意保険証書の写し

イ 提出部数

「ア 提出書類」は、原本1部・副本1部（副本は写しで可）を提出すること。

ウ 受付期間

令和7年10月24日（金）～令和7年11月19日（水）16時00分必着

※いかなる理由においても、期間後の提出は受け付けない。ただし、事務局が補正を求めた時はこの限りでない。

エ 提出先

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市環境部環境政策課（鈴鹿市役所本館4階 44番窓口）

オ 提出方法

持参又は書留郵便等による郵送

※持参の場合は、平日の9時から17時（最終日は16時）までの受け付けとする。

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便又は特定封筒郵便物（追跡サービスが附帯されているものに限る）のいずれかの方法により、郵送すること。

なお、指定する郵便局は無いため、郵便局留めとしないこと。

カ 審査

参加資格審査は、鈴鹿市環境部環境政策課が行う。

キ 結果通知

プロポーザル参加申込書等の提出者全員に、令和7年11月28日付け文書「参加資格審査結果通知書」により通知する。

6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問は次のとおり受け付け、鈴鹿市ウェブサイトにおいて回答する。なお、電話や口頭での個別の対応は行わない。また、回答に対する再質問は受け付けない。

ア 受付期間

令和7年11月28日（金）～令和7年12月5日（金）16時00分必着

※いかなる理由においても、期間後の提出は受け付けない。

イ 質問書の提出方法

仕様書等に関する質問書（様式 1-2）に内容を簡潔にまとめて記載し、鈴鹿市環境

部環境政策課へ電子メールで提出すること。

※電子メール送信後は環境政策課に電話で受信の確認を行うこと。

ウ 提出先

鈴鹿市環境部環境政策課

送信先：電子メールアドレス kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

受信確認：電話 059-382-9014（直通）

エ 回答期日

令和7年12月15日（月）

オ 回答方法

鈴鹿市ウェブサイト（トップページ＞産業・しごと＞入札・契約・検査・技術管理＞プロポーザル/指定管理者制度/公売公有地売却について＞プロポーザル）で公開する。

鈴鹿市ウェブサイト <https://www.city.suzuka.lg.jp>

カ その他

回答に当たっては、質問を行った者の名称等は公表しない。また、意見の表明と解されるものについては回答しない場合がある。

7 企画提案書等の提出

ア 提出書類

①企画提案書提出書（様式5）

②企画提案書1～4（様式6～9）

③見積書（様式10）

※別途封筒に入れ、密封し、封筒の継ぎ目3か所に封印を押印すること。

イ 提出部数

「ア 提出書類」のうち、①及び③は原本1部、②は原本1部・副本10部（副本は写しで可）を提出すること。

ウ 受付期間

令和7年11月28日（金）～令和7年12月24日（水）16時00分必着

※いかなる理由においても、期間後の提出は受付けない。

エ 提出先

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市環境部環境政策課（鈴鹿市役所本館4階 44番窓口）

オ 提出方法

持参又は書留郵便等による郵送

※持参の場合は、平日の9時から17時（最終日は16時）までの受付けとする。

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便又は特定封筒郵便物（追跡サービスが附帯されているものに限る）のいずれかの方法により、郵送すること。

なお、指定する郵便局は無いため、郵便局留めとしないこと。

カ 製本等

① 提出書類の規格は縦A4判（片面印刷）・横書き（挿入する図表等の中の文字はこの限りではない。）・左綴じとし、下段にページ番号を付してA4判ファイルに綴じること。なお、企画提案書提出書（様式5）は原本用ファイルの先頭にのみ綴じ込み、ページ番号は付さないものとする。

- ②ファイルの表紙及び背表紙については、原本１部には「鈴鹿市斎苑関係業務委託」と参加事業者名を記載すること。また、副本１０部は、表紙及び背表紙には何も記載せず提出すること。

キ その他

- ①企画提案は、１事業者につき１案とし、複数の企画提案はできない。
②受理された企画提案書等の変更、補正は認めないので十分注意すること。

V プレゼンテーション審査、結果公表

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションにより、評価基準に基づき、選定委員会が行う。なお、審査は非公開とし、参加申込数にかかわらず実施する。

ア プレゼンテーション審査実施日

令和８年１月中旬予定 ※詳細な時間は、参加資格審査結果通知書に記載する。

イ 実施場所

鈴鹿市役所 ※詳細な場所は、参加資格審査結果通知書に記載する。

ウ 実施内容

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等のみを使用することとし、プロジェクターや追加資料等の使用は認めない。

※詳細については、参加資格審査結果通知書に記載する。

2 選定委員会

選定委員会は、市職員５名の委員で構成する。

なお、選定委員の役職、氏名は非公開とする。

3 審査結果

審査結果は、プレゼンテーション審査参加事業者全てに通知する。

4 評価基準

別紙３「鈴鹿市斎苑関係業務委託事業者選定プロポーザル評価基準」のとおり。

5 優先交渉権者の選定

審査の結果、評価点数の合計が最も高かった者を、鈴鹿市斎苑関係業務委託を随意契約で締結するに当たる優先交渉権者とする。同点の場合は、見積価格が安価な者を優先交渉権者とし、当該見積価格も同額である場合には、選定委員による多数決により選定する。ただし、優先交渉権者が契約締結までの間に実施要領に定める参加資格を有しなくなった場合、又は契約ができなかった場合は、審査結果が次点の事業者を新たに優先交渉権者として手続を行う。

ただし、評価点は１００点を最低基準点とし、その基準を満たす提案者がいない場合は、選定を見送りとする。

6 結果の公表

選定委員会による選定が終了後、次のとおり鈴鹿市ホームページで公表する。

（公表内容）

優先交渉権を得た事業者名、評価点

なお、応募事業者名については、優先交渉権を得た事業者のみを公表し、その他の事業

者名は表しないこととする。また、評価点については、プレゼンテーション審査に参加した全ての事業者（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）の評価点を公開することとする。

7 異議申立て

審査に関する方法、内容及び結果に対する異議申立ては認めない。

Ⅵ 辞退、契約

1 参加辞退

本プロポーザルの参加を参加申込書の提出後に辞退しようとするときは、参加辞退届出書（様式 11）を提出すること。

2 契約内容

業務の実施に際しては、選定された事業者と企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整等が整ったうえで、随意契約による方法により契約を締結する。

なお、選定された事業者との協議が整わない場合は、審査の次順位者を選定された事業者とみなし、同様の手続を行う。

3 契約金額

企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

見積額は、提案限度額の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。また、企画提案内容等を勘案して契約内容を決定するため、契約金額が見積金額と同額になるとは限らない。

4 契約保証金

鈴鹿市契約規則第 27 条により契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、鈴鹿市契約規則第 27 条第 1 項各号に該当する場合は免除とする。

Ⅶ その他

1 スケジュールの変更等

本プロポーザルに関するスケジュールの変更等がある場合には、その都度、参加事業者に通知する。

2 見学

現地説明会は実施しないが、斎苑長の許可を得て見学することは可能とする。希望する場合は、日時等調整のため、以下へ問い合わせること。

鈴鹿市斎苑 電話：059-382-4180

（毎月 15 日を除いた 8 時 30 分から 17 時 15 分の間）

3 共同企業体による提案

ア すべての構成員は、「Ⅲ 参加資格・1 参加資格要件」アからカをすべて満たすこと。

イ 霊柩車運行業務を担う構成員は、「Ⅲ 参加資格・1 参加資格要件」クを満たすこと。

ウ 火葬・清掃業務を担う構成員及び霊柩車運行業務を担う構成員は、「Ⅲ 参加資格・1 参加資格要件」ケを満たすこと。

エ 共同企業体として構成された団体は、構成員の中から代表となる構成員を定めること。

オ 共同企業体として構成された団体の構成員は、別の共同企業体として構成された団体

の構成員となり、又は単独で本プロポーザルに参加・申請することはできない。

カ 共同企業体により提案を行う場合は、「Ⅳ 応募について 5 参加資格審査・ア提出書類」に記載された書類の、①は代表となる構成員が、②～⑤はすべての構成員が、⑥⑦は霊柩車運行業務を行う構成員が提出すること。

キ 共同企業体により提案を行う場合は、「Ⅳ 応募について 5 参加資格審査・ア提出書類」に記載された書類の他に、次の書類を提出すること。

①共同企業体構成員名簿兼委任状（様式4）

②共同企業体として構成された団体の団体結成に関する協定書の写し

ク 審査結果や質疑への回答等の各種通知については、代表となる構成員に対して行う。

ケ 共同企業体として構成された団体が優先交渉権者として選定された場合は、代表となる構成員を中心に交渉を行うが、契約の締結にあたっては、当該団体の構成員すべてを契約の当事者とする。また、当該契約に関する責任は、当該団体の構成員すべてが負うこととなる。

VIII 事務局

このプロポーザルに関する事務局は、次のとおりとする。

鈴鹿市 環境部 環境政策課 総務グループ

〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

電話 059-382-9014（直通） FAX 059-382-2214

電子メール kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp